

第十六回 参議院建設委員会議録 第十九号

昭和二十八年七月二十八日(火曜日)午前十一時四十二分開会

出席者は左の通り。

委員長 石川 清一君
理事 石井 桂君
三浦 卓雄君
辰雄君

石坂 豊一君
小澤久太郎君
鹿島守之助君
赤木 正雄君
高木 正夫君
江田 三郎君

小笠原三男君
近藤 信一君
田中 一君
小笠原三男君
好雄君
石破 二朗君
浜江 操一君
菊池 璞君
篇君

政府委員
建設政務次官 南 好雄君
建設大臣官房長 石破 二朗君
建設省計画局長 浜江 操一君

事務局側
常任委員 会専門員 武井 常任委員 会専門員 武井
建設事務次官 稲浦 鹿嶽君
説明員

- 委員長(石川清一君) 只今から委員会を開きます。
- 本日の会議に付した事件
- 土地収用法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

昨日に引続いて御質疑の続行を願い

ます。取用のほうのことだけを受理して行く

ということで、他は却下するでござい

た。そんなら売らずに頑張ればよかつ

ないだろ

う申上げたのであります。

ましょなどといふ答弁は、とんでも

ない答弁だと私は言わざるを得ない。

この点を第一点としてお尋ねします。

業として事業がどん／＼進められて

いる

のである

うな斡旋のみを受理するという形になる

のである

う意味合いで知事は事業認定の裁量

等もあるので、土地収用の目的に割りよ

うな斡旋のみを受理するという形になる

のである

う意味合いで話をした。そ

のことは、事業認定に疑義があるとか何

とかいう斡旋申請のことではない、そ

ういうことを聞いているのではない、

事業認定前に土地の取得に反対だとい

うことなどで斡旋を申請するという場合に

は、都道府県知事が認定権を持つてお

る事業につきましても、都道府県知事

は事業認定をすることにしたらしいの

かしないようにしたらしいのか、まだ

その判断もつかないといふ状態におい

ては白紙のはず……それが事業認定を

して行こうといふようなもろくみがあ

りながら斡旋の受理或いは却下、こう

いうような行為をするといふことは、

知事それ自身はこの斡旋制度について

他の何と申しますか、予断を以て申

請、却下等を行うといふことで、私は

公正を欠くと思う。この行為が発生後受

理する行為と事業認定をするしないと

いう行為とは、同じ知事においてもこ

れは別建で、極めて公正に考へられな

ければならんと思う。それが事業認定

をする知事なんだから、そのほうに都

合よく斡旋の受理、却下を考へて行く

などといふよくな、そういう考え方は

私はおかしいと思う。そういう意味で

から、都道府県知事はうまくまあ土地

を賣ります。

○委員長(石川清一君) 只今から委員会を開きます。

本日の会議に付した事件

○土地収用法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

会を開きます。

た。そんなら売らずに頑張ればよかつ

ないだろ

う申上げたのであります。

ましょなどといふ答弁は、とんでも

ない答弁だと私は言わざるを得ない。

この点を第一点としてお尋ねします。

業として事業がどん／＼進められて

いる

のである

う意味合いで話をした。そ

のことは、事業認定に疑義があるとか何

とかいう斡旋申請のことではない、そ

ういうことを聞いているのではない、

事業認定前に土地の取得に反対だとい

うことなどで斡旋を申請するという場合に

は、都道府県知事が認定権を持つてお

る事業につきましても、都道府県知事

は事業認定をすることにしたらしいの

かしないようにならぬか

りながら斡旋の受理或いは却下、こう

いうような行為をするといふことは、

知事それ自身はこの斡旋制度について

他の何と申しますか、予断を以て申

請、却下等を行うといふことで、私は

公正を欠くと思う。この行為が発生後受

理する行為と事業認定をするしないと

いう行為とは、同じ知事においてもこ

れは別建で、極めて公正に考へられな

ければならんと思う。それが事業認定

をする知事なんだから、そのほうに都

合よく斡旋の受理、却下を考へて行く

などといふよくな、そういう考え方は

私はおかしいと思う。そういう意味で

から、都道府県知事はうまくまあ土地

を賣ります。

○委員長(石川清一君) 只今から委員会を開きます。

本日の会議に付した事件

○土地収用法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

会を開きます。

た。そんなら売らずに頑張ればよかつ

ないだろ

う申上げたのであります。

ましょなどといふ答弁は、とんでも

ない答弁だと私は言わざるを得ない。

この点を第一点としてお尋ねします。

業として事業がどん／＼進められて

いる

のである

う意味合いで話をした。そ

のことは、事業認定に疑義があるとか何

とかいう斡旋申請のことではない、そ

ういうことを聞いているのではない、

事業認定前に土地の取得に反対だとい

うことなどで斡旋を申請するという場合に

は、都道府県知事が認定権を持つてお

る事業につきましても、都道府県知事

は事業認定をすることにしたらしいの

かしないようにならぬか

りながら斡旋の受理或いは却下、こう

いうような行為をするといふことは、

知事それ自身はこの斡旋制度について

他の何と申しますか、予断を以て申

請、却下等を行うといふことで、私は

公正を欠くと思う。この行為が発生後受

理する行為と事業認定をするしないと

いう行為とは、同じ知事においてもこ

れは別建で、極めて公正に考へられな

ければならんと思う。それが事業認定

をする知事なんだから、そのほうに都

合よく斡旋の受理、却下を考へて行く

などといふよくな、そういう考え方は

私はおかしいと思う。そういう意味で

から、都道府県知事はうまくまあ土地

を賣ります。

○委員長(石川清一君) 只今から委員会を開きます。

本日の会議に付した事件

○土地収用法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

会を開きます。

た。そんなら売らずに頑張ればよかつ

ないだろ

う申上げたのであります。

ましょなどといふ答弁は、とんでも

ない答弁だと私は言わざるを得ない。

この点を第一点としてお尋ねします。

業として事業がどん／＼進められて

いる

のである

う意味合いで話をした。そ

のことは、事業認定に疑義があるとか何

とかいう斡旋申請のことではない、そ

ういうことを聞いているのではない、

事業認定前に土地の取得に反対だとい

うことなどで斡旋を申請するという場合に

は、都道府県知事が認定権を持つてお

る事業につきましても、都道府県知事

は事業認定をすることにしたらしいの

かしないようにならぬか

りながら斡旋の受理或いは却下、こう

いうような行為をするといふことは、

知事それ自身はこの斡旋制度について

他の何と申しますか、予断を以て申

請、却下等を行うといふことで、私は

公正を欠くと思う。この行為が発生後受

理する行為と事業認定をするしないと

いう行為とは、同じ知事においてもこ

れは別建で、極めて公正に考へられな

ければならんと思う。それが事業認定

をする知事なんだから、そのほうに都

合よく斡旋の受理、却下を考へて行く

などといふよくな、そういう考え方は

私はおかしいと思う。そういう意味で

から、都道府県知事はうまくまあ土地

を賣ります。

○委員長(石川清一君) 只今から委員会を開きます。

本日の会議に付した事件

○土地収用法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

会を開きます。

た。そんなら売らずに頑張ればよかつ

ないだろ

う申上げたのであります。

ましょなどといふ答弁は、とんでも

ない答弁だと私は言わざるを得ない。

この点を第一点としてお尋ねします。

業として事業がどん／＼進められて

いる

のである

う意味合いで話をした。そ

のことは、事業認定に疑義があるとか何

とかいう斡旋申請のことではない、そ

ういうことを聞いているのではない、

事業認定前に土地の取得に反対だとい

うことなどで斡旋を申請するという場合に

は、都道府県知事が認定権を持つてお

る事業につきましても、都道府県知事

は事業認定をすることにしたらしいの

かしないようにならぬか

りながら斡旋の受理或いは却下、こう

いうような行為をするといふことは、

知事それ自身はこの斡旋制度について

他の何と申しますか、予断を以て申

請、却下等を行うといふことで、私は

公正を欠くと思う。この行為が発生後受

理する行為と事業認定をするしないと

いう行為とは、同じ知事においてもこ

れは別建で、極めて公正に考へられな

ければならんと思う。それが事業認定

をする知事なんだから、そのほうに都

合よく斡旋の受理、却下を考へて行く

などといふよくな、そういう考え方は

私はおかしいと思う。そういう意味で

から、都道府県知事はうまくまあ土地

を賣ります。

○委員長(石川清一君) 只今から委員会を開きます。

本日の会議に付した事件

○土地収用法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

会を開きます。

た。そんなら売らずに頑張ればよかつ

ないだろ

う申上げたのであります。

ましょなどといふ答弁は、とんでも

ない答弁だと私は言わざるを得ない。

この点を第一点としてお尋ねします。

業として事業がどん／＼進められて

いる

のである

う意味合いで話をした。そ

のことは、事業認定に疑義があるとか何

とかいう斡旋申請のことではない、そ

ういうことを聞いているのではない、

事業認定前に土地の取得に反対だとい

うことなどで斡旋を申請するという場合に

は、都道府県知事が認定権を持つてお

る事業につきましても、都道府県知事

は事業認定をすることにしたらしいの

かしないようにならぬか

てしまふ。こういう形におかれると思ひますが、そういう機関委任といふことを今のこの民主政治で行えるものかどうか。その調整が、例えばこの斡旋なりについても、地域住民の利益を代表する立場に立つ都道府県知事の調整が、或いは発言が何らない。意見がどこにも現われない。そうして一方的に土地収用法というこの法だけで国の権力を背景にした立場で都道府県知事が権力を行使しておるということです。

○政府委員(荒江操一君) 土地収用法全体の建前が、今小笠原委員の仰せになりましたように、私権の保障といふものを完全に抹殺しつつ土地の取得を考えるという建前に立つておるならば、これは明らかにその機関委任のあり方、仕方といふものは地元住民の意見を全然考えていない、こういうふうに解釈されても止むを得ないと思ひます。併し現在の土地収用法の建前はそういう形になつております。そこに地元民といひますか、土地所有者の利益を一方に保障しつつ片方に公共事業の用地取扱いの方法を調整をとりつけるといふ、先ほど申上げました第一条の目的から割り出した細かな規定を設けておるわけであります。そういう關係からいまして、これが地元住民或いは土地所有者の権利においていわゆる収用法の運用が行なわれているのだ、そういう形における事務の委任が知事に与えられておるのだ、こういうふうに判断すべき筋合のものではないといふうに私は考へます。

○小笠原二三男君 何かお尋ねしますと、土地収用法の第一条を振りかざしてお話をになりますが、土地収用法の第

一条は土地を収用するということだけを説いておつて、その範囲で、そのことが有効になる範囲で私権との調整ということだけを考えられておるようになりますが、何も題目が土地収用の法律であるからといって、収用するための調整の機関といふような場合には、或いは行政裁判等に訴えてその収用をしない場合もあり得る法律のこれは第一

条の目的なんです。それで私権との調整といふ場合に、その調整ができない或いは私権のほうが尊重されるべきであるという結論が出たからといつても、何もこの土地収用法に違反するということではない、そなでしよう。それならば事業認定前に、而も斡旋制度は収用委員会にかかる前段階として、当事者間の合意を成り立たしめようとしておきながら、その内容といふものは巾が広くて、円満解決しながために土地収用委員会に強制的にかかるかつて行くという場合もあるだろうし、又解決できなかつたがために土地取扱い委員会に事業認定になつて自動的にかかるといふことを申上げておるわけです。即ちその観点において斡旋の段階といふものを法律的な取扱いとしては打切るという方法で解決しておるのであるということを申上げておるわけであります。

○政府委員(荒江操一君) これは斡旋の受理の方法論と申しますか、方法についていろいろ御意見があつたわけですが、成るほどおつしやる通りこれは土地の取得についてむしろ否認的な結論を出すべきである、こういふ意見が斡旋の段階において立てられたいふことは申立てられないことを私ども否定はいたしておりません。そういう場合を処理する方法としては斡旋の打切りという制度があるのだということを申上げておるわけですが、即ちその観点において斡旋の段階といふものを法律的な取扱いとしては打切るという方法で解決しておるのであると申上げておる

○政府委員(荒江操一君) これは斡旋の受理の方法論と申しますか、方法についていろいろ御意見があつたわけですが、成るほどおつしやる通りこれは土地の取得についてむしろ否認的な結論を出すべきである、こういふ意見が斡旋の段階において立てられたいふことは申立てられないことを私ども否定はいたしておりません。そういう場合を処理する方法としては斡旋の打切りという制度があるのだということを申上げておるわけですが、即ちその観点において斡旋の段階といふものを法律的な取扱いとしては打切るという方法で解決しておるのであると申上げておる

○政府委員(荒江操一君) これは斡旋の受理の方法論と申しますか、方法についていろいろ御意見があつたわけですが、成るほどおつしやる通りこれは土地の取得についてむしろ否認的な結論を出すべきである、こういふ意見が斡旋の段階において立てられたいふことは申立てられないことを私ども否定はいたしておりません。そういう場合を処理する方法としては斡旋の打切りという制度があるのだということを申上げておる

○政府委員(荒江操一君) これは斡旋の受理の方法論と申しますか、方法についていろいろ御意見があつたわけですが、成るほどおつしやる通りこれは土地の取得についてむしろ否認的な結論を出すべきである、こういふ意見が斡旋の段階において立てられたいふことは申立てられないことを私ども否定はいたしておりません。そういう場合を処理する方法としては斡旋の打切りという制度があるのだ

定だつたり、一方一般の公共事業としてその程度に応じて建設大臣の認定になつたりする場合も問題で、さつき私に言うように都道府県知事が斡旋をして売買契約が成り立つた場合に、他の政治的な配慮なりその他のこと、その事業の認定をするしないの前にその事業はよそのほうに持つて行つてある。こんなふうに變る場合もあり得るでしょう。そういうことは都道府県知事に、幾ら建設大臣に聞いて連絡をとつておつたつてわからん。建設大臣は認定させるつもりである、こういうことを都道府県知事に意見として言い、やるのだと言うならば、土地収用の目的に副うか副わないかわからんが、斡旋にかけるのだということで斡旋にかけた。或いは土地収用の方向だけで斡旋にかける。そして不満だつたけれども納得させて売買はできる。ところがその事業は別なところに持つて行つた。こういうような可能性も起つて来るしやないですか。そうしたら必ずしも土地収用のためにだけ斡旋を受理するのだということはおかしいじやないですか。

企業なりといふものが、仮にその斡旋の段階においてこれは候補地を変更するほらが妥当であるといふうな結論をする場合に、これはやはり問題がいろいろ考えられると思ひますけれども、その土地を全然対象としないことになつて参りますれば、一応その段階で斡旋は打切りでございます。新らしい土地所有者、つまり新らしい斡旋の対象となるべき土地所有者、その関係における起業の具体性というものを取り込んだ新らしい斡旋申請を受け付けて、それによつて斡旋をするといふ方向に解決されるべきものと考えます。

断しておりますから、これは建設大臣の認定を、斡旋申請受理の関係において知事が認定するという場合においても、先ずその判断においては私は相違はないといふうな建前に立つておる。従つてそういう関係において斡旋申請の受理を知事に行わしむることをその觀点に立つて規定しているのであります。

そこで今お話をありました斡旋が成功した後における事情の変更のために新らしい事態が起きたということは、結局斡旋としては一応それによつて当事者の合意が成立し、当事者の合意ということは、そこに土地売買の契約が一応当事者としては成立したといふことになつてゐるわけであります。その一応打切られた後に新らしい事態が起つたということは、むしろその売買契約そのものについては一応効力的にはこれは契約として成立してゐる。こういうふうに解釈すべきではないかと思ひます。

○小笠原二三男君 それはその通りです、法律的には併しそれでいいんですか、それでそういう政治なり行政なりが行われていないのでですか。土地収用については喜んで提供するというような場合は万々一にもない。先祖伝來の土地、美田、これらを固執して持つていたいといふのがこれは地元の声なんですよ。

○政府委員(渡江操一君) これはむしろ国家賠償の問題の一つに関連するかと思ひますが、これは今の斡旋そのものの中から割出してどうこうとどう問題とは別ではないかといふうふうに私は考えております。

○小笠原二三男君 じゃ、一つだけ。

これは電力会社等の私企業が、当事者間の合意でござりますからと言つて、法律的にそれは国としては逃げる場合もできるでしようが、仮に若しも国がそういうことを起業者としてやつて、な事業は別なほうに行つてそこには行われない、移転は完了した、美田は一部損壊された、そらしてそれは政府占有地である、こうなつて、そのままで地元のものが済むと思いますか。そういうことが政治責任として或いは国として済む……、斡旋による合意によつてきめたとか形式上は言つても、事業遂行のために一大犠牲を負わせたそらいう地域住民に対する、これは國としては重大な責任を負わなければならんと私は思うのです。それはもう契約によつて法律的に処理されたものだから知らんと、そういうふうなことで公共事業のための土地収用をやるのだと、そういう制度なのだというわけには行かんと思うのです。でそういう場合の政治責任なり、或いは補償と申しますか、賠償とかそういう問題なり、或いは買上げたものを売戻す、売戻すばかりでなく精神的な負担、それらについてはどういうふうに処理されるのですか、何らかの処置はしなければならんと思うのですが、何らの処理もしくともいいと政府はお考えなのですか、これが私の聞きたいところです。何もしなくていいんだ、法律でやつたのだからかまわないのだ、こういふことになりますか。

あ表現上内付けがございましたで
が、小笠原委員の仰せられましたと
ろでは……。併しそれは法律の処理問
題とは別になるべきものといふうござ
ります。私は最終的に判断をいたしておるので
あります。法律上は飽くまでこの法律
に命ぜられた手続に従つてこの斡旋委員
が良心的な公正な態度で以て処理さ
れておる限りにおいては、その結果に
ついてはこの法律上の成立した効果と
いうものを動かすことはそれは如何か
といふうに考えて申上げておるわけ
であります。

かれて行つたら、いや、そういうものの十五条の二の二項で、都道府県知事は許可しないのだといふうに、その意見を固めて来たために、又そのどうも柔軟性を失つて来てゐるのではないかとおもふ。○政府委員(南好雄君) 私は今の御質疑等を拝聴したのであります。が、小笠原さんの今のお話は、起業者が、起業者側から斡旋の申請があつて、そして土地所有者が反対しておつた……。○小笠原三三男君 場合もある、それは前段で別です。それは別……。○政府委員(南好雄君) そういう場合に、土地所有者の意見が變つて行つて、そして合意が成立する、そういうのは当初から斡旋が受理されて行くわけです。それから逆に、土地所有者のほうが絶対如何なる条件でも土地のいわゆる提供に反対だということを持ち出して斡旋を申請したような場合は、それは御承知の通り本法が土地収用といふものを目的として出ておりますから、それは斡旋の拒否といふ形において斡旋の手続の中に入らん、こう申上げておる。最初から土地所有者のほうが絶対反対だというようなそういう趣旨の斡旋申請は本法の考へておるようないわゆる斡旋の中へ入らん、こう申上げておるのであります。

等における農民の収入、食糧増産の
めにはこれ／＼のこととに寄与して
ゐる。然るにここで行う、遂行せられ
事業の経済効果は、我々の考えから
えば食糧増産の経済効果よりも劣つ
おる。従つて我々としてはこの地域
そういう事業認定をして事業を遂行
されることはある。従つて土地の取得
旨を以て結果は反対であるといふ。
旋申請はいろいろあるのですよ。そん
の上然るべく斡旋をお願いしたいと
うふうにやわらかく周ぐいろ／＼のせ
れることは困る。従つて土地の取得
反対せざるを得ない。この事情御勘
に上然るべく斡旋をお願いしたいと
うふうにやわらかく周ぐいろ／＼のせ
れることは困る。従つて土地の取得
旨を以て結果は反対であるといふ。
旋申請はいろいろあるのですよ。そん
に反対の意思があるとか、我々として
にわかに同じがたい、然るべく斡旋
と言えば、これは皆反対の範囲だとい
うこととで受け付けない、こういふこと
らこれほども斡旋制度の趣旨といた
ものは余りにかたくなに一方的だ。
ただ単にそうちらば、土地収用の前段階
として以上の形式を履んで、あわよく
いつたら収用するし、うまくなかつ
ら打切つて、そして土地収用にかゝ
て……、そして一挙に土地収用にかけ
たのではなくて、十分な民主的手続
をとつたのだが、土地の住民が頑迷固陋
にして解決を得なかつたのだから堂々
と権力を持つてやるのだとこういふこ
とのただ筋道を立てるためにだけ斡旋
制度がある、そういうふうに誤解され
たつてその証明の余地がないのじやない
ですか、如何ですか、内灘ばかりで
はないのですよ。

○小笠原二三男君　いや、そのことは法律的に効果を発しますか。
○政府委員(南好雄君)　法律的には効果を発生しません。
○小笠原二三男君　発生しないといふのははどうじうことですか。そこで斡旋が行われるといふことの、その斡旋委員会の成立を認めないと云ふことですか。或いは斡旋案が無効であるといふことがありますか。
○政府委員(渡江操一君)　法律の解説として、いますか、法律の運用に關しまして、知事がいわゆるそういう土地取得権に対する反対であるということを斡旋をして、受理して、斡旋委員会のその結論を受理した方向でまとめたと仮に仮定いたしますと、これは斡旋の効果としては私は成立しないといふうに考えております。で、斡旋の効果そのものは、結局それは当事者の合意成立という形において出て来るわけです。これが斡旋として正規の効力があるかないかということは、結局まあ当事者がそれに同意したということによつて処理され得るわけです。仮にその途中で、先ほど小笠原委員の仰せになりましたように、当事者の意思が變つて、それで土地の取得のものの当事者の合意が成立するような斡旋の方向へ向つたと仮にいたしますれば、これは手続の欠陥を補正するなり、そういう方法によつて違法な形に切換えてやることで問題を解決すべきであるといふふうに考えております。
○小笠原二三男君　私は、法律的な効果はない、無効だといふことは、私の質問した限りの内容については言い過ぎではございませんか。斡旋委員会に付すということは、法律的には私は無効

ではないと思う。それは知事の権限とすれば、幹旋委員会の斡旋を受理し、幹旋委員を選任し、そして斡旋に当らせるということはできると思うのですが、ただそれが両当事者の合意が得られないだけだと思うのです。そこまで行く行為が無効だということはどこで言えるのですか。相手は調達局長で、そのもの、特に行政協定によると、起業者を代理する者は……、それは調達同長が同意するわけはないですよ。今のような内閣総理大臣が事業認定をする限りにおいては……、それは私はわからないところです。ただそういふことで事を進めて行くということを、これは私は法律的に違法だとか無効だとか、そういうことは言えないだろうと思います。

○政府委員(渡江操一君) 要するに法律の運用としては、いわゆる適法性といいますか、適法性を欠く、こういうことで考えるべき筋のものだと思います。

○小笠原二三男君 だから県知事はですね、県知事はやっぱやり得るものなんだということになるわけなんですね。そうでしたよ。

○政府委員(渡江操一君) ですから事実上のその斡旋という事実があつたことを、これは否定するとか否定しないとかの問題ではございません。ただそれは法律の命じている、いわゆる適法性を失っているのじゃないかと、こういうことを申上げておるわけです。

○小笠原二三男君 どうも詰が何ですね、おかしくなつて、私も少し頭を冷やしたいと思うので、本日はこの程度で打切ります。まだ／＼さりますよ。

先ほどの話を聞いてみますと、私どもは初めに極く素直に受けたこの斡旋委員会の性質と目的、それからだん／＼検討して行く間に、斡旋委員会の同意というものは大分変って来た。と申しますのは、端的に言うと、初め起業者のほうからだけ言つておるものと思つた。今度は土地所有者のほうから斡旋委員会に何してもらつてもいい。それを県知事が受理しないということは、これはとにかく間違つてゐると思うのであります。斡旋委員会が成立せぬするは別であります。けれども今の法案から言えは、県知事がそれを受けを受理しない、これは土地取用の精神から反する。それは間違つていると思うのです。併し今日は私は質問をおきますが、そういう大きな問題が出て来ましたからこの次一つ……。

○田中一君 この法律の建前が、改正案の建前が、第二章「事業の準備」の末尾にこれが挿入されるのです。改正されるのは……、そうして十六条から初めて認定になつて来たのです。「事業の認定」と……。従つてあなたの考えておる趣旨は、政府の考えておる趣旨は、収用とか調停とか、或いはそういう事業認定後の問題に対してもこの斡旋委員会を適用するのではなくて、主としてあなたの、政府の考え方といふものは、事業の認定の前におけるところの事業の準備の過程においては土地収用を始めることはできません。準備が終つて、やつとこれなら行けるというところで初めて事業認定を申請するわけじます。従つてその前段の立場においてこの斡旋委員会を持とうといふが真意でございましようね。

○政府委員(荒江操一君) この十五条以下をこういう条文の配列にしたということ自体は、これは私どもとしてははじめからそういう考え方を持つていたのですが、要するに事業認定前においてもこの紛争斡旋という形はとり得るものであるし、又とられて差支えないものであるということを考えて、十五条以下の条文の配列としては認定前の処理の場合もあり得るということをそこへ挿入したわけなんであります。その場合にいわゆる田中さんの御質問の中で、工事施行計画、そいつたようなものとの不準備或いは準備が十分でないという欠陥を斡旋という段階で一応話を横にそらしておいて、転嫁しておいて、そして斡旋期間三ヵ月を置いてかかる予備行動の準備期間というようないふことで運用して行こう、そういう意図

は全然初めから考えておりません。
○田中一君 私が伺っているのはそこ
いうことを伺っているんじゃないで
よ。あなた思い違いしているようでも
が、この斡旋委員会の主たる目的は、
事業認定する前の事業の準備過程によ
けるところの紛争をなくそうといふ事
ころに重点があるのでしようと思つて
いるのです。あなたは率直に言つて下
さい。すると大分局限されて来るのでは
すから……。

○政府委員(波江操一君) 紛争の解消
を準備過程の処理問題といふうに而
扱うか取扱わないかということは、これ
は一つの問題だと思います。それで
私はそれを田中さんの今のお話のよ
り、事業着手の一つの前段階としての
紛争問題の処理が極めて重要なウエー
トを持つてゐる。だからそれに重点を
おいてできるだけやるというお説には
私は賛成なんです。

○田中一君 あなたがこの法律を作る
ときにどういう意図を以てやつたか、
この法律の配列から見ましても、事業の
準備過程における紛争処理を考えて、幹
旋委員制度を設けようとしたのじやな
かるうかと聞いてゐるんですよ。従つ
て事業が認定されたならば、おのずか
ら土地収用委員会にも諮られるのです
よ。まだここで事業の準備をしてある
のときに必要と考えたからこれをあ
なたの考へたのでしようと伺つて、
この場合に事業認定を受けてやるのだ
で、あなたの方のほうに対しても意味
の御答弁を伺いたいと思つて私は聞い
ているんですよ。事業の認定を受けて

しまえば本工事です。従つて今まででござるの質疑したような重大な問題がおありになりますが、その前に他人の土地に立ち入りたり何かするような場合にいろいろの紛争が起る。その前にその場所で事業をするかしないか決定されちゃうのではありませんね。決定しようとすると思で以て立入つたり何かするといふ場合に、その紛争処理のために斡旋委員会を設けようということのほうが多いんじゃないですか。

○政府委員(渡江操一君) 段階的にしますと、任意買収といふか、任意買といふ一つの当事者間の交渉というのが先ず最初にあつて、それから今法律上の建前としては事業認定、そしによる強制収用という段階があるわけですね。その中間に持つて行つて斡旋いう方向において当事者の話をまともう、こういう考え方にしておけるだけなんです。

○田中一君 事業認定を受けた後で無論斡旋委員といふものがあるならそれを活用して結構なんです。いんすよ。併しながらこの法律を改正しようとするとところの意図は、事業認定する前に紛争があつちやならない、ら、斡旋委員会でやつて、この地點らこの地點でよろしいといふなりの個所で事業認定を受け、土地収用の及ばない前段におけるところの斡旋委員会といふものを設けて紛争処理したいというのが真意しやなかろうと聞いているんですよ。そうだと言ひばいいんですよ。

○政府委員(渡江操一君) その点は計にその通りであります。

○田中一君 そうでしよう。そんすこと問題が違つて来るのですよ。今度は

配列としては事業認定前の手続ということになりますから、それで事業認定前の措置としてこの手続を入れた、こういうことです。

○田中一君 もう一つ伺いますが、計画局長は、あなたがこれの発案なので、河川局の希望なのですか、それとも東電やなんかの電力会社の希望ですか、あなたが提案しようという意図は、条文の文字の上での説明のみであつて、我々は実態をつかみたい。実態によつて被害者がプラスになるかマイナスになるかを心配している。実態をあなたはつきりしないで、条文で掲げて議論するから、どうも私は納得行かない点があるのでよ。江田君の議論も小笠原君の議論も、実態を知つて質問しているのです。計画局長がその実態を知らないということになると、河川局長が来て本当の実態述べて、なぜこれを作らなければならぬかと、いふことの御説明をしないと議論が別になつて、あなたと私のほうとピントが合わないそういうところが実際準備が足りないと思う。

○政府委員(石破二朗君) どういういきさつでこの法案を建設省が準備したかといふことにつきましては、私が比較的多く関係いたしておりましたので、私から御答弁申上げます。御承知のことく最近ダムの建設が非常に多くなり、而も工事が施行されておるのは御承知の通りでござりますが、最近十津川にいたしましても藤原にいたしましても、地元民と建設省の出先の役人との間にいろいろ話がまとまりませんで困つてある実情であります。建設省といひたしましては、この問題をどうし解决するかという点で、先ず第一に

は補償の要綱のようなものを作つて、省関係の土地を買収する際の補償の要綱というものを作りまして、大蔵省と協議中でございますが、一二の点を除き、ほぼ話合ははついております。そこでこれを忠実に守つて、出先の役人が土地所有者とよく話をえれば或る程度

従来のような紛争は起きないかと思いきれども、何しろまあ建設省の從来のやり方がますかつたのでございましょうか、一般的に役人にに対する信用を損するから、どうも私は納得行かぬ点があるのですよ。江田君の議論も小笠原君の議論も、実態を述べて、なぜこれを作らなければならぬかと、いふことの御説明をしないと議論が別になつて、あなたと私のほうとピントが合わないそういうところが実際準備が足りないと思う。

○政府委員(石破二朗君) どういういきさつでこの法案を建設省が準備したかといふことにつきましては、私が比較的多く関係いたしておりましたので、私から御答弁申上げます。御承知のことく最近ダムの建設が非常に多くなり、而も工事が施行されておるのは御承知の通りでござりますが、最近十津川にいたしましても藤原にいたしましても、地元民と建設省の出先の役人との間にいろいろ話がまとまりませんで困つてある実情であります。建設省といひたしましては、この問題をどうし解决するかといふ点で、先ず第一に

は補償の要綱のようなものを作つて、省関係の土地を買収する際の補償の要綱といふことを考えて、大蔵省と協議中でございますが、一二の点を除き、ほぼ話合ははついております。そこでこれを忠実に守つて、出先の役人が土地所有者とよく話をえれば或る程度

従来のような紛争は起きないかと思いきれども、何しろまあ建設省の從来のやり方がますかつたのでございましょうか、一般的に役人にに対する信用を損するから、どうも私は納得行かぬ点があるのですよ。江田君の議論も小笠原君の議論も、実態を述べて、なぜこれを作らなければならぬかと、いふことの御説明をしないと議論が別になつて、あなたと私のほうとピントが合わないというところが実際準備が足りないと思う。

○政府委員(石破二朗君) どういういきさつでこの法案を建設省が準備したかといふことにつきましては、私が比較的多く関係いたしておりましたので、私から御答弁申上げます。御承知のことく最近ダムの建設が非常に多くなり、而も工事が施行されておるのは御承知の通りでござりますが、最近十津川にいたしましても藤原にいたしましても、地元民と建設省の出先の役人との間にいろいろ話がまとまりませんで困つてある実情であります。建設省といひたしましては、この問題をどうし解决するかといふ点で、先ず第一に

は補償の要綱のようなものを作つて、省関係の土地を買収する際の補償の要綱といふことを考えて、大蔵省と協議中でございますが、一二の点を除き、ほぼ話合ははついております。そこでこれを忠実に守つて、出先の役人が土地所有者とよく話をえれば或る程度

従来のような紛争は起きないかと思いきれども、何しろまあ建設省の從来のやり方がますかつたのでございましょうか、一般的に役人にに対する信用を損するから、どうも私は納得行かぬ点があるのですよ。江田君の議論も小笠原君の議論も、実態を述べて、なぜこれを作らなければならぬかと、いふことの御説明をしないと議論が別になつて、あなたと私のほうとピントが合わないというところが実際準備が足りないと思う。

○政府委員(石破二朗君) どういういきさつでこの法案を建設省が準備したかといふことにつきましては、私が比較的多く関係いたしておりましたので、私から御答弁申上げます。御承知のことく最近ダムの建設が非常に多くなり、而も工事が施行されておるのは御承知の通りでござりますが、最近十津川にいたしましても藤原にいたしましても、地元民と建設省の出先の役人との間にいろいろ話がまとまりませんで困つてある実情であります。建設省といひたしましては、この問題をどうし解决するかといふ点で、先ず第一に

は補償の要綱のようなものを作つて、省関係の土地を買収する際の補償の要綱といふことを考えて、大蔵省と協議中でございますが、一二の点を除き、ほぼ話合ははついております。そこでこれを忠実に守つて、出先の役人が土地所有者とよく話をえれば或る程度

従来のような紛争は起きないかと思いきれども、何しろまあ建設省の從来のやり方がますかつたのでございましょうか、一般的に役人にに対する信用を損するから、どうも私は納得行かぬ点があるのですよ。江田君の議論も小笠原君の議論も、実態を述べて、なぜこれを作らなければならぬかと、いふことの御説明をしないと議論が別になつて、あなたと私のほうとピントが合わないというところが実際準備が足りないと思う。

○政府委員(石破二朗君) どういういきさつでこの法案を建設省が準備したかといふことにつきましては、私が比較的多く関係いたしておりましたので、私から御答弁申上げます。御承知のことく最近ダムの建設が非常に多くなり、而も工事が施行されておるのは御承知の通りでござりますが、最近十津川にいたしましても藤原にいたしましても、地元民と建設省の出先の役人との間にいろいろ話がまとまりませんで困つてある実情であります。建設省といひたしましては、この問題をどうし解决するかといふ点で、先ず第一に

○政府委員(石破二朗君) 事務担当局の
答弁では誠に申訳ない次第であります
。一応私から答弁さして頂きます
と、江田議員の御発言誠に御尤もであ
りまして、冗談でなしに、私も本氣で
考えておる者の一人でござりますが、
非常に不足して参つております。こ
れは戦争中はかに転職がらまくこうい
う人が比較的行つたということがあります
ますのと、それから戦時中新たに土地を
買収するという事例が少なかつた、こ
ういう二つの原因であります。それでそ
が、各地方建設局における弱点の大き
いものの一つに用地係の職員が非常に
少いということが大きな原因になつて
おります。これにつきましては實はそ
の制度を作つて、その連中の待遇もよ
くしてやろう、そろそればいい人も集
まつて来る、一生懸命に勉強してくれ
るだらうと考えてもおります。それか
ら又工事事務所長にこの用地の取得の
事務をやらせますと、どうしても工事
費を工本事費のほうに錢を廻したがつ
て、用地費を惜しむ危険も出る。又工
事を急ぎ過ぎる危険も出るというよう
なところからいたしまして、一つこれ
は土地の何と申しますか、言い方を変
えますと、土地所有者の味方になるよ
うな用地の専門の事務所というもののも
作つてみよう、こういうようなことを
いろいろ事務的には考えております。
そういうことで事務的に我々のできる
範囲で土地所有者に満足が行つてあら
えるようになりますだけのことをしよ
う、こういうことは考えております。

○江田三郎君 これは用地係の人かなつておるとか、或いは経験が乏しくなつておるとかいうことがあります。それども、例えは戦争前だつて我々は民運動をやつて、河川局の人とは敷いたレールの上へ上つたりしてがたくやつた例ばたくさんあるのです。そんやう場合に戦争前の用地係の人だつて立つていることといふものは實に向腹の立つよくなことばかりです。如何にして人をちよろまかして行くか、如何にして人を呑ますか、如何にしてボウをつて如何に妙な切崩しをやつて行くか、何ら積極的な主張を持たんぞ、そういう手練手管ばかりやつて来たのが多かつたのですよ。そういう点が、ふまたま戦後になつた方もそういうふうにお考えになり、斡旋制度といふようなものも、本当に文字通り斡旋制度といふものを活かそろと考えておられるなら、そこによほど今までと變つた考え方を持つてもらいたい。赤木先生の言われるように、河川局の人々は収用の苦勞といふものを本当にしない。ただ役所という建前でやつて行こう、そういうよくな人々がいるところどころでこんな制度ができたところで、これはもうどうだ如何にして土地で儲けて行くかといふようなことの一つの誠に巧妙なことをかしの手段に使われることが落なんですか。そういう点はやはり大臣からでももう少しこの用地買収に当つてはどういう態度を取るんだ、斡旋制度の問題ですか。昨日から一昨日からやつておるもののは、やはり却下するとか何とかいう……もう少し土地を取られる人たちの側に立つて見ればそういう答えはでないのです。実際に又そういうことでないと斡旋制度といふものはできないのです。

機関委任であるという説には、私は上を
律家でありますけれども、恐らく
らしくこの生み出される認定権な
ですから、國の事務だぞと言える
どうかは疑義がある。ただそれ以上
究明する力を私持ちませんから、こ
際はシャッポを脱いで、はあと言つ
来ておりますけれども、まあ皆さん
ほうで、事情によつては知事の裁量
よつてそういうことも受理しながら
旋によつて土地取得なら取得の方に向
円満解決する努力をやる場合もあり
るといふようなことくらいは話したつ
て何ら困るといふことはないと思つ
ですが、どういふものなんですか。
○政府委員(渡辺操一君) そのだんだ
んのいろいろのお話を承つて、これ
は江田委員のお話もございましたし、
一応私どもとしましても大臣にもお手
いたしまして、今後この規定の運用
をどういうふうに取扱うかという点を
相談さして頂いて、その後に答弁さ
て頂きたい。かように考えます。
○委員長(石川清一君) 速記をとめて
下さい。
〔速記中止〕

場合には又本格的な道路に向つて電柱なり鉄柱を立てて電力を持つて来るということは考へられないことです。その場合そつた空中の架設物にまでそれを及ぼしたらどうか。もう一つは穴を掘れば水が出来る場合もあるし、油も出る場合もある。湧水が出る場合もある。従つてそつた最小限度水路という問題も一応その枠内に入れたほうが、将来試験掘した場合に起る結果において必要なんじやなからうか。それも地元民に対しても重大な影響があるような問題が数々起るのじやないかと思う。殊に他人の立木その他に電線を張りめぐらしたりするような場合がたくさんあると思う。そこまでのことを考えて、どつちみち一部改正するならそこまで杆を掘げて考えたらどうか。直接地元民に被害を与えるわけではないから、そういう点まで考慮を入れて考えたらどうかということを先般も伺つておるが、大分あいまいな御答弁ですが、実際に若し、そういう問題は絶対ありませんと答えるならば、専門家に来て頂いて、河川局長に来て頂いて、そういう事実があるかないかの事実を確かめられてやつて頂きたいと思います。その点について官房長に……。

○田中一君 それでは皆試掘若しくは試
すい若しくはこれに伴う障害物……」
この場合にディーゼル・エンジンを
以て行うとお書きなさい、それなら
よい。それがない限り或いは電線が引
つかかります。これはこの試掘並びに
御尤ございますが、先ほど申しまし
た通り成るべく略略な措置で取りあえ
ず、おのの所有者の権利を侵害する
のでござりますから、試掘する人には
或いは犠牲かも知れませんが、土地所
有者の権利を制限することを成るべく
狭めようとする趣旨でありまして、田
中委員の御指摘のようにディーゼル・
エンジンですべしと言わんでも、電線
は土地所有者には無断では引けない建
築めようとする趣旨でありまして、御
指摘のよ
うな御心配は法文に入れなくてもよか
らうかと思ひます。

○田中一君 それでは政府としてはそ
ういう事態が起きない、又起させない
といふことを確約いたしますね。

○政府委員(石破二朗君) 確約いたし
ます。法律に書いてある以上のことと
絶対に見逃がさないことを確約いたし
ます。

○小笠原三三男君 だん／＼の御質疑でございましたが、相当論議も続ければおりますので、この辺で質疑を打ち切り、討論に入られんことの動議を提出いたします。

○石川榮一君 只今の小笠原委員の動議に賛成いたします。

○委員長(石川清一君) それでは別に御発言もないようですから、質疑は尽きたものと認めて、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○委員長(石川清一君) 御異議ないご
認めます。

四
一〇

御意見のおありの方はそれ／＼贅否を

明らかにしてお述べを願います。

○小説原一三界書譲事進行について

支那の政治と社会

おれがやんですか、それでお仕事

開して採決をする見込みでございます

が、委員長は急のために伺ひおきます。

○細原(石川兼一郎) 漱記をとめて

卷之三

午後四時八分速記中止

卷之三

午後四時三十一分速記開始

○委員長(石川清一君) 還記をつけて

下卷

次官がお見えになりました。御意見

のおりの方はそれ／＼費否を明らか

にしてお述べを願います。

私はこの土地利用法の一

部を改正する法律案、これに対しても強

い希望条件を附けて賛成をしようと思

い ま す。

それは先ず第一に、この法案が、政

府はこの法律の成立後に及ぼす結果を

予想せぬして提案した。この態度につ

きましては委員会並びに国民から強い批判を受けなければならないと思います。説明がいろ／＼ありましたけれども、少くとも立法するについては、その法律がどこまで波及するかという目標をつけてやつて行かなければならぬと思います。今後ともそのような提案の仕方については十分注意をして頂きたいと、先ず第一にお願いしておきます。

次の問題の一つでありますところの試掘その他の項目につきましては、曾つて本法を審議したときにおきましたて、この委員会におきまして、ボーリングその他のものを項目に入れたらいじやないかという質疑を再三四いたしておりましたところ、政府委員である計画局長は、かかるものは必要としないといふことを再三に亘つて断言しておきました。併しながら情勢の変化、又これの見通しのきかないまま提案されたという政府の態度について相当批判しなければならないと思ひます。

第三いたしましては、斡旋委員会とも被害を受ける者は、自分の発言、自分の意思を十分に表現し得るような機関がほしいのであります。にもかかわらず、どこまでも土地収用、土地取得そのものに対する代弁者に過ぎない、或いは斡旋業務を営むに過ぎない、斡旋委員会の構成に対しても、今後ともこの人選その他のについては公正を期せられることを強く望みます。同時に政府といたしましても、補償要綱その他ののも早く確立いたしまして、この土地収用によりますところの

被害者に十分なる補償並びに換地その他の施策を以て迎えられるよう必要をいたします。

以上三点を申上げて、不満足ながら賛成をいたす次第でござります。

○委員長(石川清一君) ほかに御発言はございませんか。

○赤木正雄君 私も一二要望いたしまして……。この斡旋委員会の問題でありますのが、ややもすると起業者だけの利益に陥らないようにする。やはり土地所有者の立場もよく考えて、斡旋委員会としては公平な措置をせられるよう、而も人選に当つても十分その点を考慮され、公平な、いわゆる本當の斡旋委員、ややもすると今までのボス的な存在ではなく、そういうことを根本的に改正した斡旋委員会になることの希望を附けて賛成いたします。

○江田三郎君 この法案の審議を通じてまあ私が受けた印象は、建設省の態度といふものがですね、今赤木さんからも言われたように、どうも起業者の立場に立つた考え方が強過ぎる。従来も土地収用等に当つては土地を失う人々の立場といふものが余りにも冷やかに扱われたといふことに私ども大きくな不満を持つておりますが、その考え方方が一向に改つておらないといふ印象を受けました。まあその後官房長なりその他の政府委員の答弁の中に、そういう点は今後改めて行くのだ。こういうようなことがありましたから、まあ私はそれで一応了解しますが、ただしいうことは、建設大臣としてももう少し熱意を持つて法案の審議に参加されまして、大臣として、事務当局でなしに、大臣としても本当のこれから土地収用等に当つての建設省の態度と

いうものを率直に表明あることが望ましいと思ふ。たま／＼その機会がこきませんから、あえてそれが出て来なければどうこうといふことは申しませんけれども、こういう点について十分政府のほうで反省をして頂きたいということを附加えて賛成します。

○鹿島守之助君 この法案には賛成いたします。併し現在日本の総合開発をとり電源開発が遅れている、これは国際的に見て……。議論が多くあって実際において進まない原因の一つは土地の問題だと思います。この改正によつてどれだけそれが促進されるか問題だとは思います。併しないよりはました。ですから政府は総合開発、電源開発を一層促進する上においてもと強力な措置を考案して頂きたい。こういう希望条件を附してこの法案に賛成いたします。

○委員長(石川清一君) 別に御発言はございませんか……。別に御意見もないようですから、討論は終結したものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(石川清一君) 御異議なしと認めます。

それではこれより採決に入ります。

土地収用法の一部を改正する法律案を原案通り可決することとに賛成の方の手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(石川清一君) 全会一致でござります。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定しました。

なお本会議における委員長の口頭報告の内容と事後の手続は、慣例によりまして委員長に御一任を願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(石川清一君) 御異議ないと認めます。

次に、本案を可とされました方は例により順次御署名を願います。

多數意見者署名

石井 桂

石川 栄一

石坂 豊一

小澤久太郎

鹿島守之助

赤木 正雄

高木 正夫

江田 三郎

小笠原二三男

近藤 信一

田中 一

石川 栄一

○委員長(石川清一君) 御署名漏れはありませんか……。

○説明員(福浦鹿蔵君) 大変慎重に御審議願いまして有難うございました。

法律の通過しました暁には、いろいろ御意見なり御注意を賜りましたが、十分に考慮しまして、間違ひのない、又建設事業の進展のために努力いたす覚悟でございます。どうも有難うございました。

○委員長(石川清一君) 明日は本日議題になりました残りの案件と請願、陳情を御審議願うことにいたします。本日はこれにて散会いたします。

午後四時四十一分散会

昭和二十八年九月十一日印刷

昭和二十八年九月十二日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局